

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成28年7月12日(火) 14時00分～16時30分
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室
議長(会長)の氏名	吉田 勝己
出席委員(者)氏名	勝浦 信幸 ・ 川崎 孝 ・ 菊地 正春 新井 鉄夫 ・ 高橋 義昭 ・ 森田 厚美 湯本 昇 ・ 吉田 勝己
事務局職員の職・氏名	事務局長 加藤 裕之 次長兼副参与 宇津木優明 副参与兼課長 高山 淳 課 長 中田 真一 課 長 菊地 征一 課 長 飯田 清貴 副 課 長 岡本 義徳 副 課 長 岸 俊之 課長補佐 戸口 義也 主 査 牛久保武志
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 戸口課長補佐 2 挨拶 吉田会長 3 審議事項 (1) 下水道使用料に関すること (2) その他 4 閉会 戸口課長補佐
配 付 資 料	事前配付 ・ 下水道事業運営審議会資料(第3回) 当日配付 ・ 次第

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p><開会・挨拶></p> <p>委員の皆様、本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>はじめに御報告させていただきます。</p> <p>本日の出席者は8名全員でございます。</p> <p>従いまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議の議事が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成28年度第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>吉田会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、吉田会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>審議事項の前に、本審議会の会議及び会議録につきましては、審議会運営規則第6条にて公開が原則となっております。</p> <p>最初に傍聴人の関係でございますが、本日の会議における傍聴希望者はおりませんので御報告いたします。</p> <p>なお、会議録への署名につきましては、同規則第5条に、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思ひます。</p> <p>会議録署名委員に森田委員さんと湯本委員さんをお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>(森田委員、湯本委員了承の意)</p> <p><審議事項(1)></p> <p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>審議事項(1)の「下水道使用料に関する事」について議題といたします。はじめに、前回委員さんより資料の提出依頼がありました件について、事務局より内容説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>(事務局より資料に基づいて説明) 【質問内容】 ・組合における経営改善の取り組み、合理化の課題及び検討について ・官公署学校用使用料体系の廃止に対する激変緩和措置が必要かを判断する資料</p>
<p>議長 委員</p>	<p>それでは、ただいまの説明に対し、御意見、御質問を伺いたいと思います。委員の皆さん何かございますか。</p> <p>まず、人件費の抑制の取り組みについては、人員削減問題を考慮し、今後4年間の職員数の配置見直し等は考えているのか。</p> <p>2点目としまして、繰上償還について、以前に資料1ページ記載の特例措置を利用した経緯があるとのことですが、今後組合として可能であれば何か手を打つことを考えているのか。</p> <p>3点目としまして、長寿命化計画ですが、今後は発生対応から予防保全へとシフトしていくということですので、一層の取り組みをお願いしたいと思います。一方、発生対応についてですが、人孔蓋のガタツキや本管及び取付管の詰まり、臭気の苦情、そういったものへの苦情処理体制の取り組みはどのように考えているのか。</p> <p>4点目としまして、不明水対策について、他団体から移管を受けた汚水管渠の取り扱いとして、移管するにあたっての基準等はあるのか。特に経年劣化された施設を引き継ぐことになった場合には、更新費用等がかかってしまうので、一定の基準を設けてそれをクリアしてから引き継ぐべきだと思いますが、そういった基準があるのかどうかお聞きしたい。</p> <p>5点目としまして、効率的な維持管理についてですが、施設は目に見えて老朽化がわかるわけですが、土の中に埋まっている管渠部分の補修修繕の取り組みに関しては、今後人員が少なくなっていく中で、民間企業と連携した維持管理のシステムを考えていかないと厳しいと思いますが、そういったものを考えてはいるのでしょうか。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局、答弁。</p> <p>お答えいたします。1点目の人件費の抑制についてですが、平成26年4月に改正した「坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事計画書」においては、定年退職による経験者の減少による業務水準の低下が危惧され、また、複雑多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、従前の5課体制から4課体制に集約し、1課あたりの人員を増やすことにより、水準低下を回避するとともに効率的な組織運営を図ることとされています。</p> <p>人事計画書における各課の配置予定人員は、事務局3名、総務課9名、業務課9名、建設課9名、維持管理課10名の合計40名が最低必要職員数とされております。これに対し、現状の職員配置は、事務局3名、総務課9名、業務課9名、建設課8名、維持管理課9名の計38名で計画より2名少ない職員で、事業認可計画で定められた事業や各施設の維持管理を良好に保つため等の事業を運営しております。</p> <p>人事計画については、社会経済情勢等の変化が考えられるため5年ごとに見直しが必要とされておりますので、今後において真に職員が</p>

担うべき業務の見極めや、より少ない経費で効果的に事務執行ができるよう、その動向に注視し、進めてまいりたいと考えております。

2点目の繰上償還につきましてお答えします。組合債の繰上償還につきましては、貸付先の許可を得て実施できますが、貸し手側は、本来、繰り上げ償還以降も受け取り続けられるはずだった利息収入を失うことから、繰り上げ償還を行う際は、元金だけでなく、補償金という名目で利子の支払いが必要となるため、本組合にとってのメリットはあまり無いと考えております。なお、平成19年度から平成24年度に、国において、繰り上げ償還時の利子の支払いが免除される公的資金補償金免除繰上償還制度が実施され、本組合も平成19年度に当該制度を活用し、約1億5千万円の返済利子の低減を図ることができました。現在、このような制度は実施されておりましたが、国の政策動向に注視し、同様の制度が実施される場合は積極的に活用して参りたいと考えております。

続きまして、3点目の長寿命化計画についてですが、処理場施設等の第1期長寿命化事業は、計画どおり平成29年度をもって完了する見込みでおります。

また、発生対応の取組みについてですが、近年の人孔蓋につきましては「ガタツキ防止型」を順次採用をしております。陥没等につきましては、その原因として施工不良による埋戻しの際の転圧不足や、人孔等の継ぎ目からの水漏れ等も考えられることから、施工にあたっては、段階検査の実施など管理の徹底にも力をいれているところでございます。また、突発的な道路陥没又は人孔蓋のガタツキに対しましては道路管理者である坂戸市、鶴ヶ島市との連絡・連携を密にし、早急な対処に心掛けております。

管の詰まり、臭気対策の取組みにつきましては管渠施設の清掃作業及び緊急を要する際には年間委託で執り行っており、その他市民から連絡のあった際は、職員にて対処しております。

なお、臭気対策につきましては悪臭防止法に則り臭気測定を執り行うと共に、水処理センター等各施設の脱臭設備の活性炭詰替えなど作業を行い、臭気対策の徹底をしております。

続きまして、4点目の他団体から污水管渠の移管を受ける際に移管基準があるかのご質問でございますが、移管を受ける際に当組合で管渠布設工事を実施したものと同様の管渠の検査を実施しております。検査において不具合等がございましたら、修繕等を行ってもらい改善されたものを受けるとしております。

また、移管の際に経年劣化により不具合があった前例は今までのところありませんが、コンクリート製品及び塩ビ管の耐用年数が50年と指針で示されていることから、年数による検査方法の違いは特にございません。

続きまして、5点目の効率的な維持管理につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合実施計画を基に工事、委託等年間計画を策定しておりますが、突発的な事故等に対しましては緊急修繕にて対処しております。

また、道路管理者である坂戸市、鶴ヶ島市では年間委託として修繕等協力企業へ発注し対処していると聞いております。当組合と致しましても構成市の取組みを参考にし、より効率的な維持管理を行なえるよう検討していきたいと考えています。

委 員

職員数については数字には表れないけれども努力を重ねている姿が

	<p>浮かぶわけですが、特に今後4年間の中で維持管理費の削減を進めていくにあたってはやはり人件費が目立つわけです。その中で、再任用職員は正規職員と同じく1名は1としてカウントしているのか、それとも0.8とか0.6でカウントされているのかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>お答えいたします。先ほどお答えしました全人員38名の中に再任用職員2名を含んでおりますので、基本的には正規職員と同じカウントとしております。</p>
委員	<p>わかりました、東京都では0.8とか0.6とかでカウントしているようですが、組合では正規職員と同様の仕事をしているということで理解しました。</p> <p>それと、繰上償還についてですが、やはりメリットはないのでしょうか。これについては、組合の対応は難しいのでしょうか。</p>
事務局	<p>今現在ある繰上償還については、今後返済していく利子も含め全額を返さなければならないということですので、現時点の制度ではあまりメリットがないということです。しかし、先ほど申しました平成19年度のような制度が今後あるようであれば積極的に活用していきたいと考えております。</p>
委員	<p>協力企業との連携の問題については、将来的に組合についても協力企業への指導監督が目に見える形で行われなければならないと思うので、今後はそういった場合の方策も考えるべきだと思います。</p>
議長	<p>他に、御意見、御質問はございませんか。</p>
委員	<p>不明水対策の関係ですが、第2回の会議録の中で、「平成27年度末までに検討結果をまとめる予定だったが、遅れているので平成28年6月中には報告書として提出する予定でいます」とあるが、報告書とはこの資料3ページのことなのですか。</p> <p>それと、不明水を減らす対策の中で既存の調査データの分析とあるが、既存の調査とは何のために行ったものなのか。また、今までは分析していなかったのか。</p>
議長	<p>事務局、答弁。</p>
事務局	<p>お答えいたします。まず、不明水対策の報告書については別にご覧いただけます。また、既存のデータにつきましては、使えるものは使っていくという内容の記載にさせていただいております。</p>
委員	<p>「報告書として提出する予定であります。」とは、どこに提出するのですか。議会なのか、一般市民なのか、審議会なのか。</p> <p>また、不明水対策の検討結果はいつまでに行うとかの記載はあるのですか。</p>
事務局	<p>提出とは、組合内部でまとめまして、決裁での報告のことです。また、不明水対策の期間については、いつまでという記載はありません。しかし、この件については時間も労力も費用もかかってくることから、早急に取り組んでいきたいという形にまとめておりま</p>

<p>委員</p>	<p>す。</p> <p>第2回の会議録の14ページに「6月中には報告書として提出する予定であります。」と記載しております。これは審議委員からの質問に対する答弁なので、これを見る限り審議委員に報告書として提出すると解釈していたのですが、決裁がおりてその後、報告書としてどこに出すのか。また、不明水対策は経費削減に大変重要なことなので、早く取り組むために検討委員会を作ったのだと思うのですが、期限も決まらずにただ項目を載せただけの報告書なのか。1年もかけて作られたわけですが、どこまで詰めて作ったものなのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告書の内容については、組合が今後行っていく対策を記載させていただいております。本日、委員の皆様から不明水対策検討結果の報告書を提出してもらいたいということであれば用意させていただきます。また、期限の件でございますが、できるものについては既に始めているものもあり、不明水が10%に近づくよう努力していくという努力目標を含め記載しておりますので、いつまでという期限については記載しておりません。</p>
<p>議長</p>	<p>他に、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>なければ、本日事務局より説明のあった内容を含めまして、前回の方針案1から順に審議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>第2回資料をお手元に御用意願います。</p> <p>それでは、方針1から順次審議を進めたいと思ひます。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>本題の審議に入る前に、順序として料金改定の基本的な進め方について提案したいと思います。最初に料金改定に関する基本事項を決めてからでないと、方針の内容が変わってきてしまう。基本事項とは、料金改定について賛成か反対か、また条件付きでの賛成か、上げるのか下げるのか、これを決めないと本題の内容が全面的に変わってくる。また、本題の内容についても非常に重要な内容なので、短時間で審議することではないと私は判断しました。審議内容のスケジュールを検討し、最終的にいつまでにまとめるのかという基本的な方向性を決めないと、收拾がつかないと思ひます。ついては、まず基本事項を決めたくえで審議していくのが一番重要な方向性の決め方だと思ひます。</p>
<p>議長</p>	<p>あくまでも案ですが、本日は方針案1から6まで順次委員さんの意見を聞いていき、最終的にまとめられるように進めていきたいと思ひますが。</p>
<p>委員</p>	<p>議長にお任せします。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると、方針1の官公署学校用の廃止から順次ということだと、まず基本的事項としての使用料を上げるのか下げるのかを決めなければ、官公署学校用の廃止の判断ができないと思うのですが。</p> <p>(暫時休憩)</p>

議	長	<p>まず、方針3下水道使用料単価の考え方を最初に審議したいと思います。方針3について、各委員さんから御意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>なければまともに入らせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>では、方針3下水道使用料単価150円/m³とした場合の目標充当率86.3%、全体改定率15.71%を目標に使用料改定を行うということで御異議ございませんか。</p>	
委	員	審議会条例で決まっているので多数決でお願いします。	
議	長	それでは審議会条例6条の3において審議会の議事は出席委員の過半数で決するとありますので、採決を取る形でよろしいでしょうか。	
委	員	異議なし。	
議	長	<p>方針3下水道使用料単価の考え方について、採決を行います。方針3については、案のとおり使用料単価150円/m³とした場合の目標充当率86.3%、全体改定率15.71%を目標に使用料改定をすることについて賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成6名、反対1名)</p> <p>出席委員の過半数が賛成ですので、可決いたしました。</p>	
委	員	よろしいでしょうか。管理者に答申する際には、各方針そのままの文言ではなく少し見直しをした方がよいのではないのでしょうか。	
議	長	答申案については、できれば次の審議会で審議する方向で進めたいと思います。	
委	員	答申案は誰が作るのですか。委員からのこうした方が良いという案を入れたものならともかく、事務局で勝手に作った答申案で審議会の案と言えるのですか。	
議	長	では委員内で答申案を作りますか。各委員さんの意見を取り入れて事務局で答申案を作成するということで良いのではないのでしょうか。	
事	務	局	<p>次回は委員さんに審議していただくためのたたき台の案を作成させていただきますので、その案に基づいて審議をしていただき最終的な答申を作っていただければと思います。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議	長	それでは、方針1官公署学校用の使用料体系の廃止についてを審議したいと思います。方針1について、各委員さんから御意見がありましたらお願いいたします。	
委	員	激変緩和措置をお願いしたいと思います。	

委員	<p>前回は質問させていただきましたが、何のためにこの体系を作ったのかの理由もわからず廃止して良いのですか。</p> <p>もう一つは、廃止することによって3,400万円の増収を見込んでいると説明を受けましたが、一方では一般使用者との負担の公平を期する観点から廃止したいとありますが、使用水量によっては一般用を上回る場合もあるとも言っています。一般用を上回るのであれば増収になるわけなので、そもそも改定する必要はないと思いますが。</p>
事務局	<p>全体的には廃止することによって3,400万円の増収になるわけですが、官公署学校用を現行体系のまま改定した場合、使用水量によっては一般用を上回る水量区分があるということです。したがって、官公署学校用の現行体系による使用料収入額が一般用とした場合の収入額を上回ることはありません。</p>
委員	<p>もう一つ、激変緩和措置について、前回はそのための資料がないという話だったかと思いますが、今回のどれがその資料なのですか。</p>
事務局	<p>資料の8ページに、現行と一般用へ変えた場合との比較表を載せています。これは、使用料改定に伴う激変緩和措置が必要なのかどうかを審議するための資料として提示させていただきました。</p>
委員	<p>どちらかといえば、今まで官公署学校はこの使用料体系によって優遇を受けていたわけで、受益者負担の原則からみて、ここだけ激変緩和というのもおかしいのではないかと思います。</p>
委員	<p>上げるのはいいのですが、では何故今までこの使用料体系をやってきたのか。そういうことは関係なく、値上げしましょうということで審議会ですとまとめるのですか。</p>
委員	<p>上げるわけではなく、今までが軽減されていたわけですが、一般使用者から見れば相当安くなっていたわけで、本当はその分プラスにしてくださいくらいですが、他と比べてもここだけ激変緩和というわけにもいきませんので、当然廃止で当たり前だと思います。</p>
委員	<p>やはり大学等にとっては、誘致されてくるときに下水道使用料が安いというのは魅力だと思いますし、実際それも選ぶ際のひとつのポイントになっていると思います。そういった面からも、やはり一気にというより緩和措置をした方が良いでしょうと思います。</p>
事務局	<p>ちなみに、坂戸市、鶴ヶ島市管内の市街化区域で下水道に接続されている大学は、名前は出せませんが1校のみです。</p>
議長	<p>それでは意見が出尽くしましたので、まとめに入りたいと思います。方針1については、案のとおり官公署学校用使用料体系を廃止することについて賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成5名、反対2名)</p> <p>出席委員の過半数が賛成ですので、可決いたしました。</p>

委員	<p>それでは、方針2 下水道使用料の算定期間の検討についてを審議したいと思います。方針2について、各委員さんから御意見がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>前の会議録の中で、検討期間は5年サイクルで見直しというのを見たことがあるのですが、今回は4年としていますよろしいのでしょうか。</p>
議長	<p>原則はあくまでも5年間で望ましいとされていますが、今回については事業認可が4年後で切れるということで4年間としています。</p>
委員	<p>それではまとめに入りたいと思います。方針2については、案のとおり下水道使用料の算定期間を平成29年度～平成32年度までとすることについて賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成7名、反対0名)</p> <p>出席委員の全員の賛成で、可決いたしました。</p>
事務局	<p>それでは、方針4 固定費、変動費の基本使用料及び従量使用料への割り振りについて審議したいと思います。方針4について、各委員さんから御意見がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>割り振り基準というものはあるのですか。あればそれを示していただかなければ理解が難しいと思いますが。</p> <p>(暫時休憩)</p>
事務局	<p>第2回目資料8ページに割り振りの表がございますが、基準どおりに割り振りますと、全体の約8割が固定費になってしまい、この固定費をすべて基本使用料としてしまいますと、高額な基本使用料となってしまいます。では、固定費のうちどのくらいまでを基本使用料とするかは、指針等で割合は定められておらず、団体の実情に合わせて算定できるとされています。そのため、今回事務局案としましては、現行と同等の割合を使用させていただきたいという内容でございます。</p>
議長	<p>それではまとめに入りたいと思います。方針4については、案のとおり固定費、変動費の基本使用料及び従量使用料への割り振りは現行の割り振りを基本とすることについて賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成7名、反対0名)</p> <p>出席委員の全員の賛成で、可決いたしました。</p>
委員	<p>続きまして、方針5 基本使用料に付与する基本使用水量の廃止及び従量使用料の改定を行うことに関しまして、各委員さんから御意見がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>これについては、1 m³であっても検針には行かなければならないの</p>

事務局	<p>で、1 m³も10 m³も同じ経費がかかるわけです。私は、1 m³であっても今までどおりでお願いしたいと思います。</p> <p>今までは、1使用月10 m³までは基本使用料として同じ金額だったわけですが、改定後は1 m³～10 m³までは、基本使用料に1 m³当たりの単価をプラスするということになるわけです。例えば、1～10 m³までの単価をA案のとおり5円とし、使用水量を2 m³とした場合は、基本使用料800円プラス従量使用料10円で810円となります。</p>
委員長	<p>了解しました。</p> <p>それではまとめに入りたいと思います。方針5については、案のとおり基本使用料に付与する基本使用水量の廃止及び従量使用料の改定を行うことについて賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成6名、反対1名)</p> <p>出席委員の過半数が賛成ですので、可決いたしました。</p>
委員長	<p>続きまして、方針6累進度を緩和する方向で見直しをすることに関しまして、各委員さんから御意見がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>累進度は現在の3.75からいくつにしたいと考えているのですか。</p>
事務局	<p>前回までに累進度の数値まではお話しさせていただいてなかったのですが、現在の3.75から3.74に改定させていただきたいと考えております。また、この累進度を入れるかどうか審議していただければと思います。</p>
議長	<p>ではここで、累進度の数字を入れるかどうかについて審議したいと思います。</p>
委員	<p>数字ではないのですが、第2回の説明の際に、大口利用者は企業が大半とのことでしたが、一般とは違って企業は利益を優先するわけですから、累進度を緩和する必要はないと思います。</p>
事務局	<p>あくまでも累進度とは、一番安い単価と一番高い単価を比べたものになりまして、大口利用者に関しては累進度を緩和したとしても相当額の値上げにはなると思います。</p>
委員	<p>では何故累進度を緩和するのですか。大口利用者の負担を下げるためではないのですか。苦情等がなければ緩和する必要はないと思います。</p>
事務局	<p>(暫時休憩)</p> <p>累進度が高くなりますと、節水意識が高まり、それによって工場等の大口使用者が節水したとすると、組合の収入額に対する影響が大きくなってしまいます。その影響を少しでも抑え、安定した収入を得る</p>

	<p>ためには、累進度を少しでも抑え、収入額に対する影響を抑える必要があります。このことから、累進度を緩和する方向で見直しをしたいと考えています。</p>
委員	<p>そうすると、緩和すれば節水をしなくなるのですか。わからないですよ。企業だって、累進度を変えたから節水するとかしないとかではないと思います。</p>
事務局	<p>これ以上値上げ等をしたとすれば大きく節水意識が働く可能性が考えられるということです。</p>
委員	<p>それは組合の考えであって、企業等が言っているわけではないですよ。累進度を緩和したら節水はしないと言えるのですか。</p>
委員	<p>これは、企業側の話ではなく、組合としての安定的な収入確保の観点からの話ですよ。</p>
委員	<p>そうすると、大口でも料金改定はするのに、累進度が緩和されたからその分節水やめようということはないですよ。料金改定自体が節水するという事ではないのですか。</p>
事務局	<p>企業だけではなく、今後は官公署学校用の廃止に伴い、学校も大口使用者に入ってきますので累進度については緩和する必要があると考えています。</p>
委員	<p>方針は多数決で決めておりますが、必ずしも全員が賛成、7対0ではないことを付け加えていただければ結構です。</p>
議長	<p>それではまとめに入りたいと思います。方針6については、案のとおり累進度を緩和する方向で見直しをすることについて賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成5名、反対2名)</p> <p>出席委員の過半数が賛成ですので、可決いたしました。</p> <p>では、続きまして使用料体系の改定案についての審議へ移らせていただきます。今までの方針に基づいて組合が作成した使用料体系の改定案として、第2回の資料の14ページ及び15ページに現行との比較表があります。この改定案に対し、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局より資料に基づいて説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明に対し、委員の皆さん何かございますか。</p>
委員	<p>基本使用水量がないということは、使っていないでも800円かかるということですよ。この辺の周知及び検針票などの明細はどうするのか。長期不在者等は特に納得できないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、周知についてですが、議会にて使用料の改正条例案が可決し</p>

	<p>たあかつきには、坂戸市、鶴ヶ島市の広報に載せていただくとともに、本組合のホームページにも掲載する予定で考えております。その中で、周知につきましては検討していきたいと考えております。</p> <p>次に、検針票につきましては、0 m³、800円と記載されますが、今までも、0 m³、800円というのは存在しました。なお、長期不在者等で0 m³が続く場合には、検針員が調べて連絡する等の対応をし、トラブルの防止に努めております。</p>
委員	<p>今までも、0 m³で800円の使用料になるということですが、下水道組合の条例では、0 m³の場合800円徴収できないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>当組合の下水道条例では、使用料の算定方法として、「使用者が排除した汚水の量に応じ」となっています。これについては0 m³も含まれておりますが、わかりにくいという御意見もございますので、今後は「別表のとおり」等市民にわかりやすい条文にしたいと考えております。今回の料金改定に合わせて条例改正しますので、その際に条文等の見直しをさせていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>基本使用料として0 m³でも800円とるとということですが、「使用料」という文言は下水道を使うからかかるという意味にとれてしまいます。誤解を与えないためにも「料金」とかにはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘の文言につきましては、水道に関しては公営企業法を適用しております。水を買うという行為は公営企業法では「料金」にあたります。しかし、下水道は地方自治法に規定する「公の施設」であり、「使用料」を徴収することができるとされています。そのため、下水道は「使用料」として徴収しております。</p>
議長	<p>それではまとめに入りたいと思っております。使用料体系の改定案については、改定案Aの目標充当率86.3%を採用することについて賛成の委員の挙手を求めます。</p>
委員	<p>ちょっと待ってください。目標充当率86.3%というのは、先ほど方針3で決めたかと思っておりますが、また採決をとるのですか。順番としては、この86.3%の内容を決めてから、あるいは方針3と一緒に決めるべきだったのではないですか。</p>
事務局	<p>これは、方針1～方針6の全てを加味した上での使用料体系の案になります。そのため、方針1～方針6の審議が終わってから、最後に使用料体系について審議するという順番になっております。</p>
委員	<p>それであれば、最初の方針に沿って進めると言っているのだから、方針7として入れておくべきじゃないのですか。</p>
委員	<p>これは、今まで審議してきた中で、結果的に使用料体系の表を作るところになりましたというまとめの表ですよ。</p>
委員	<p>従量使用料の分は変更する余地はあるわけですよ。そういった面</p>

		では、事務局案としてこの表を諮る意味はあると思います。
委 員	員	資料としてならいいとは思いますが、審議するのなら方針7とするべきではないですか。
委 員	員	まとめの資料としてこうなりますというので終わればいいのですが、審議するとなるからおかしくなってしまうのだと思います。
議 長	長	不手際がございまして、申し訳ありません。以上で審議の方を終了したいと思います。 他に御意見、御質問がございますか。
委 員	員	住民への説明を十分していただきたいと思います。構成市の広報やホームページへの掲載以外にも考えていただけたらと思います。
議 長	長	他に、御意見、御質問がないようでしたら、私の方から、提案させていただきます。 今回、「下水道使用料について」管理者より諮問され、本日を含め、3回に渡り審議いただきましたが、次回の審議会までに、私の方で今回の審議会内容を含めて答申案を作成させていただき、次回審議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声)
議 長	長	それでは、次回は答申案についてまとめることとします。
議 長	長	次に、(2)「その他」を議題といたします。 委員の皆さんから何か御質問等はございますか。
委 員	員	次回答申案をまとめるということで一つお願いなのですが、今回も説明の中で、経費の節減、合理化等のかなり込み入った説明をしていただき、これらが前提となって使用料の改定に繋がっていくと理解いたしました。そういう点から、答申案には前段に審議会において経費の節減、合理化等について十分審議されたという内容を加えていただきたいと思います。やはり市民の多くは、マスコミ等の影響で自助努力が足りないなどの見方をする方も多いと思うので、PRする意味でも答申案には入れていただきたいと思います。
議 長	長	他に、御意見、御質問はございませんか。 (特になしの声) 事務局から何かありますか。
事 務 局	局	次回、第4回目の審議会の日程について確認したいと思います。
議 長	長	次回の日程調整は、事務局へ一任することよろしいでしょうか。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>事務局で開催日の予定はありますか。</p> <p>8月10日水曜日午後2時開催でお願いできればと考えております。</p> <p>次回開催日は、8月10日水曜日午後2時開催で調整してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>次回開催日は、8月10日水曜日午後2時からといたします。なお、正式な開催通知を後日、事務局より送付してもらいたいと思います。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の審議事項を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり御協力をいただきまして、ありがとうございました。また、会議の中で大変不手際があったことに対しお詫び申し上げます。</p> <p><閉会></p>
<p>事務局</p>	<p>吉田会長ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして「平成28年度第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会」を終了させていただきます</p>